

北 三六 四七

郵便記入簿

監 一七

大 四 三 六

大 四 三 六



内閣

局長

書記官
監理官



内閣
大臣
印

岩手油脂工業株式會社增資新株式引受件認可伺
案

東北興業株式會社

昭和十八年四月十三日附農三發第一〇號ヲ以テ申請ニ係ル
其ノ社岩手油脂工業株式會社增資新株式引受件
認可ス

昭和十八年六月十五日

内閣總理大臣

一四

574

概要

一、現在資本金 一〇〇,〇〇〇円 (全額拂込済) 内東北興業 五〇,〇〇〇円

一、増資額 九五,〇〇〇円 (全額拂込) 内東北興業 四七,五〇〇円

一、増資理由 一、固定資金増加及運転資金不足ノ補填

二、盛岡工場ノ設置

一、本社及工場所在地 岩手縣花巻町

一、事業内容及生産額 米糠油、脱脂糠、製造販賣

現在米糠油 三六,〇〇〇貫 脱脂糠 二九,〇〇〇俵

米糠油 五三,〇〇〇貫 脱脂糠 四四,〇〇〇俵 増産ノ

一、事業ノ実績 第六分利息配当

一、拂込期日 四月三十日

18414

監
一七

農二發第一〇號

昭和十八年四月十三日

東北興業株式會社總裁 川越 丈雄



內閣總理大臣 東條 英機 殿

岩手油脂工業株式會社増資新株引受認可申請ノ件

今般別紙理由書ニ基キ標記會社新株貳千參百七拾五株引受度候條右
御認可相受度弊社業務監督ニ關スル命令書第九條ニ依リ此段申請候
也

追而 本件株式引受ノ所要資金四萬七千五百圓ハ目下認可申請中
ナル昭和十八年度事業計畫中ノ當該費用ヲ以テ充當スル豫定ニ有
之候ニ付此段添申候

東北興業株式會社



昭和十八年四月

岩手油脂工業株式會社増資新株引受理由書

東北興業株式會社

576

岩手油脂工業株式會社増資新株引受理由書

目次

- 一、 岩手油脂工業株式會社ノ概要
- 二、 資本増加ヲ必要トスル理由
- 三、 資本増加ノ内容
- 四、 資本増加後ニ於ケル收支豫算
- 五、 結 論
- 六、 参 考 書 類

第三期（自昭和十七年二月一日至昭和十八年一月三十一日）
貸借對照表、損益計算書及利益金處分

以上

岩手油脂工業株式會社增資新株引受理由書

一、岩手油脂工業株式會社ノ概貌

概 貌

○ 住 所 岩手縣稗貫郡花卷町大字里川口第四地割字川原七
 ○ 商 號 岩手油脂工業株式會社
 ○ 事 業 目 的 一、米糠油ノ製造及販賣
 二、脱脂糠ノ製造及販賣
 三、前二號ニ關聯スル事業

○ 資 本 金 拾 萬 圓

○ 成 立 昭 和 十 五 年 四 月 二 十 三 日

○ 代 表 取 締 役 (專務取締役) 箱 崎 圭 助

二、現 況

同社ハ岩手縣内ニ於テ生産セララル米糠ヲ原料トシ一日八百貫
 程度ヲ處理スル規模ヲ以テ昭和十五年四月創立、同年十二月操
 業ヲ開始鈴木式大型搾油機四台ヲ以テ米糠ノ加工利用ニ從事セ
 ル處昭和十六年四月農林大臣ノ指定搾油工場ニ指定セラレ指定
 地區タル盛岡市外十六ヶ市町村ヨリ、原料供出狀況好調ニシテ
 機械ノ能力之ニ伴ハザル爲同年七月更ニ前記搾油機ニ基テ増設
 シ順調ニ作業ヲ爲シ昭和十七年一月決算ノ第二期ニ於テ年六分
 ノ配當ヲ爲シタリ本年度(自昭和十七年二月至昭和十八年一月)
 ニ於テモ引續キ順調ニ作業中ニシテ原料處理數量三五三〇六
 貫製品總歩止平均九二・三〇%ニシテ前期同様年六分ノ配當ヲ
 爲ス豫定ニアリ

三、資 本 增 加 必 要 ト ス ル 理 由

一、固定資金ノ増加並運轉資金ノ不足

同社ハ去ル昭和十六年七月榨油機二台ヲ増設シタルニ依リ益々
 固定資金増加シ現在

土	五、六、八、四圓
建物	二、四、七、五、七圓
機械	六、九、七、〇、〇圓
什器	二、九、三、四、二圓
計	一、二、九、四、八、三圓

ニ達シ拂込資本金一〇〇、〇〇〇圓ニ對シ既ニ二九、四、八、三圓ヲ超
 過スル状態ニ在リ斯クテ右不足額並運轉資金トシテ常時五〇〇
 〇〇圓程度ノ借入ヲ必要トシ更ニ原料並製品ノ入出荷状況ニ依
 リ別ニ數萬圓ノ短期借入ヲ爲シツツアル實情ナルヲ以テ相當額
 ノ資本増加ヲ必要トスル情勢ニアリタルモノナリ

盛岡分工場設置ノ必要

原料米糠菟荷ノ圓滑ハ本事業ノ最モ重要トスル處ニシテ米糠生
 産者トノ緊密ナル連絡提携ニ付テハ常ニ努力シ居ルトコロナリ
 昨年秋岩手縣食糧營團設立セラレ配給米ヨリ生産セララル米糠
 ハ同營團ニ於テ全部統制セララルニ至リタルヲ以テ同社ニ於テ
 ハ營團幹部ト十分連絡ノ上愈々密接ナル提携ヲ保持スルコトト
 シ之ガ具体的方法トシテ營團ノ希望モアリタルニ依リ盛岡市上
 盛岡驛前ノ營團精米所豫定地ニ隣接シテ分工場ヲ設置シ盛岡市
 ニ於テ生産セララル米糠ハ勿論主トシテ縣北方面ノ米糠ヲ處理
 セントスルモノナリ盛岡分工場ニ於テハ曩ニ農林省ノ幹旋ニ依
 リ富山縣ヨリ購入セル遊休設備鈴木式小型榨油機三台ヲ以テ一
 日四五〇貫ヲ處理スル豫定ナリ

尙分工場ノ設置ニ依リ原料糠ノ集荷並脫脂糠ノ還元ノ爲ニ要ス
 ル運賃ニ於テ多額ノ節減トナル見込ナリ

三 分工場設置後ノ原料關係

盛岡分工場設置ニ依リ新ニ必要トスル原料ハ同分工場ノ能力ヨリ觀ルニ年一三五〇〇貫ニシテ之ニ花卷本工場ノ能力年三六〇〇〇貫ヲ加フルトキハ四九五〇〇貫ヲ必要トスルモノナリ本年初頭ヨリ米穀ノ搗精率ハ減少シ從來ニ比シ略半減スル實情ニアレドモ營團トノ緊密化ハ之ヲ十分補ヒ得ルモノト思料セラル即チ岩手縣内ニ於ケル米糠生産ノ現狀ハ食糧營團ノ取扱フ一ヶ年一般配給米五九〇、四〇〇石ヨリ四七三、三二〇貫（搗精歩合九八%一俵當リ三二〇匁）政府供出米年八〇〇、〇〇〇石ノ内委託搗精米一四五〇〇〇石ヨリ一六〇〇〇貫（搗精歩合九八%一俵當リ三二〇匁）及酒造米一六四〇〇石ヨリ九〇、二〇〇貫（搗精歩合八六%一俵當リ三二〇匁）合計六七八、五二〇貫ニ達スルヲ以テ今後營團トノ提携強化ニ依リ一層蒐荷ノ徹底ヲ期スルニ於テハ之ガ大部分ノ蒐集可能ナルベキモ假ニ其ノ七割五分五〇八、八九〇貫ヲ蒐集スルモ尙前掲所要數量ノ四九五〇〇〇貫ヲ裕ニ充足シ得ル實情ニアルヲ以テ原料ニ付テハ不安ナキモノト思料セララル

三 資本増加ノ内容

一 概要

- 増加スベキ資本金 九五〇〇〇圓
- 拂込期日 昭和十八年四月ノ豫定
- 引受方法

増加株式四七五〇株中當社ニ於テ二分ノ一、三三七五株岩手縣食糧營團關係者ニ於テ一、〇〇〇株當社及當社關係者ヲ除ク現在地元株主ニ於テ其ノ所有株二株ニ付一株ノ割合

○ 當社ノ現在投資額及増資後ノ投資額

現在投資額 一〇〇、〇〇〇圓ノ中五〇、〇〇〇圓
増資後ノ投資額 一九五、〇〇〇圓ノ中九七、五〇〇圓

○ 役員二名ヲ増加シ營團關係者之ニ就任ノ豫定ナリ

(二) 資本増加ニ依ル資金ノ使途及調達方法

(イ) 資金ノ使途

遊休搾油機購入費	三〇、〇〇〇圓
工場建物買収費	八一、〇〇〇圓 (六〇坪、坪當一三五圓)
搾油機移轉費	三、〇〇〇圓
搾油機据付費	三、〇〇〇圓
原料生糖購入資金	一九、二〇〇圓 (生糖六〇〇〇俵一俵三圓二〇錢)
脱脂糠手持資金	一、三〇〇圓 (脱脂糠三、〇〇〇俵一俵四圓)
積送糠油資金	一〇、〇〇〇圓

分工場ドラム罐其ノ他	五〇〇〇圓
營業資金	四七〇〇圓
計	九五〇〇〇圓

(ロ) 資金調達ノ方法 増資株金拂込徴収ニ依リ調達ス

四 資本増加後ニ於ケル收支豫算

分工場完成後ニ於ケル一ヶ年ノ收支狀況ハ左ノ如クニシテ年六分ノ配當ヲ爲シ得ル見込ナリ

(一) 收入

糖油	二二三、一三一・二五圓 (一一% @ 九・九五圓 一、三三五圓)
脱脂糠	一七六、〇〇〇・〇〇圓 (八〇% @ 四・〇〇圓 四、〇〇〇圓)
碎米	五五七、一〇〇圓 (二% @ 九・〇〇圓 六一九圓)
ドラム罐損料	四五〇〇・〇〇圓 (@ 四・〇〇圓 一、二五ドラム)

雜收入 二〇〇〇・〇〇圓

合計 三一、二〇二・二五圓

(二) 支出

原料費 一九八、〇二〇・〇〇圓 (@三・二〇圓六一、八七五俵)

原料運賃 一三、四〇六・二五圓

本工場 一〇、三一一・五〇圓 (@ 二五圓四、二五〇俵)

分工場 三、〇九三・七五圓 (@ 一五圓二〇、六二五俵)

役員報酬 三、〇〇〇・〇〇圓

給料 五、八八〇・〇〇圓

本工場職員 四、二〇〇・〇〇圓 (@ 七〇圓 五名分)

分工場職員 一、六八〇・〇〇圓 (@ 七〇圓 二名分)

工資 一七、六四〇・〇〇圓

本工場職工 一三、六〇〇・〇〇圓 (@ 七〇圓 一五名分)

分工場職工 五、〇四〇・〇〇圓 (@ 七〇圓 六名分)

燃料費 一〇、八〇〇・〇〇圓

本工場 七、二〇〇・〇〇圓 (@ 六〇〇圓)

分工場 三、六〇〇・〇〇圓 (@ 三〇〇圓)

修繕費 三、六〇〇・〇〇圓

本工場 二、四〇〇・〇〇圓 (@ 二〇〇圓)

分工場 一、二〇〇・〇〇圓 (@ 一〇〇圓)

工場消耗費 四、八〇〇・〇〇圓

本工場 三、六〇〇・〇〇圓 (@ 三〇〇圓 マット機械油其他)

分工場 一、二〇〇・〇〇圓 (@ 一〇〇圓)

借地料 三〇〇・〇〇圓 (分工場一〇〇坪分)

電力電燈費 三、〇〇〇・〇〇圓

本工場 一、八〇〇・〇〇圓 (一五馬力一台)

分工場	一、二〇〇・〇〇圓 (七馬力半一台)
旅費	三、〇〇〇・〇〇圓
本工場	二、四〇〇・〇〇圓 (@二〇〇圓)
分工場	六〇〇・〇〇圓 (@五〇圓)
通信費	九六〇・〇〇圓
本工場	八四〇・〇〇圓 (@七〇圓)
分工場	一、二〇〇・〇〇圓 (@一〇圓)
事務費	一、三〇〇・〇〇圓
本工場	九六〇・〇〇圓 (@八〇圓)
分工場	二四〇・〇〇圓 (@二〇圓)
火災保険料	四〇〇〇・〇〇圓
本工場	三、〇〇〇・〇〇圓 (@三、〇〇〇圓)
分工場	一、〇〇〇・〇〇圓 (@一、〇〇〇圓)

支拂利息 八一〇・〇〇圓

借入金二〇、〇〇〇圓日歩一錢五厘ノ九ヶ月分

税金	八、〇〇〇・〇〇圓
健康保険料	四八〇・〇〇圓
本工場	三六〇・〇〇圓 (@三〇圓)
分工場	一二〇・〇〇圓 (@一〇圓)
雜費	一、八〇〇・〇〇圓
本工場	一、六八〇・〇〇圓 (@一四〇圓)
分工場	一二〇・〇〇圓 (@一〇圓)
銷却費	一〇、〇〇〇・〇〇圓
本工場	八、〇〇〇・〇〇圓
分工場	二、〇〇〇・〇〇圓
合計	二九〇、六九六・二五圓

有價証券	出資金	未經過勘定	雜品及貯藏品	雜勘定	假拂金	現金	實掛金	流動資産勘定	製成品	原料	作業及販賣資産勘定
二〇四四〇〇	五〇〇〇	一、二二六九六	六〇一〇	九七八一	四〇一七	二六一六二	二、五三三九一	四二、九一二六二	一八、〇九八〇〇	二、七二六〇〇	二〇、八二四〇〇
<hr/>											
計											
二〇三、〇〇三											
<hr/>											
當期利益金											
一、二、八二九〇五											
<hr/>											
後期繰越金											
五三七〇〇											
<hr/>											
立社員退職手當積											
三〇〇											
<hr/>											
別途積立金											
五〇〇〇											
<hr/>											
法定積立金											
五〇〇〇											
<hr/>											
資本勘定											
一〇〇、〇〇〇											
<hr/>											
未拂配當金											
一、四六六六七〇											
<hr/>											
預り金											
二、九三〇五											

(ロ) 損益計算書

利科目	金額	損科目	金額
賣上高	二、三、一、一六〇三五	原料買入	一、四、四、五、四九四
雑収入	一、四、八、四一八	商品仕入	五、八、一〇二〇
原料現	二、七、二、六〇〇	報酬及給料	五、九、三〇七九
製品現	一、八、〇、九八〇	雑給及工賃	一、六、一、六九三五
貯藏品雜品現在	六、〇、一、一〇〇	旅費	一、六、八、八九〇
		通信費	四、八、五四〇
		事務費	三、一、五三二
		會費	五、三、二八八
<hr/>		<hr/>	
計		計	
二〇三、〇〇三		二〇三、〇〇三	

(イ) 利益金處分

計	二五九四七九五三
勞働年金	一五六一六
原料及製品減高	二九〇九一〇〇
貯藏品減高	二、一九二二六
当期利益金	一、二八二九〇五
計	二五九四七九五三

一、金壹萬貳千八百貳拾九圓五錢 当期利益金
 一、金五百參拾七圓六拾五錢 前期繰越金
 合 計 金壹萬參千參百六拾六圓七拾錢也

此ヲ處分スルコト左ノ如シ
 一、金五千圓也 諸銷却金
 一、金五百圓也 法定積立金
 一、金五百圓也 別途積立金

社員交費	一、五九七九三
火災保險料	二、二六五九三
消耗料	三、七二六一二
修繕費	一、〇六七三五
燃料費	五、三五〇三三
副利施設費	一、一〇二八一
電力燈料	一、五五二五七
運賃	一、四八八三二
健康保險料	二、六三七四
雜費	一、四八九三二
支拂利息	二、七三三七七
税金	三、三九五〇二
役員退職功勞金	三、〇〇〇〇〇
計	一、五九七九三

586

一、金六千圓也 (年六分ノ割) 株主配當金
一、金壹千壹百圓也 役員賞與金
一、金貳百六拾六圓七拾錢也 後期繰越金

岩手油脂工業株式會社原料調

- 一、政府供出米（八〇〇、〇〇〇石）中委託搗精米一四五〇〇〇石ヨリ一六〇〇〇貫（九八%俵當三二〇匁）
- 二、酒造米一六四〇〇石ヨリ九、二〇〇貫（八六%俵當三二〇匁）
- 三、一般配給米五九〇、〇〇〇石ヨリ四七三、三二〇貫（九八%三二〇匁）

内 譯

（各圖支所又ハ出張所々在）

一ヶ年取扱數量

米糠生産高

盛岡市	二四〇、〇〇〇俵	七六、八〇〇貫
日詰町	四四四、〇〇〇	一四、二〇八
石鳥谷町	七二、〇〇〇	二、三〇四
花巻町	一〇八、〇〇〇	三、四五六

東北興業株式會社

土澤町	五四〇〇〇俵	一七、二八〇貫
黒澤尻町	八〇、四〇〇	二五、七二八
岩谷堂町	二七、六〇〇	八、八三二
前澤町	二七、六〇〇	八、八三二
一ノ關町	五四〇〇〇	一七、二八〇
大槌町	四五六〇〇	一四、五九二
福岡町	二七、六〇〇	八、八三二
遠野町	二七、六〇〇	八、八三二
水澤町	六三、六〇〇	二〇、三五二
釜石市	三六、〇〇〇	一一、五二〇
宮古市	一八〇、〇〇〇	五七、六〇〇
（以上指定地區計）（一、〇八八、四〇〇俵）（三、四八二、八八貫）		
花泉町	一八〇、〇〇〇俵	五七、六〇〇貫
大船渡町	五四〇、〇〇〇	一七、二八〇

578

摺澤町	三六〇〇〇俵	一一、五二〇貫
山田町	三六〇〇〇	一一、五二〇
金田一町	一八〇〇〇	五七六〇
沼宮内町	四五六〇〇	一四、五九二
平館村	一八〇〇〇	五七六〇
一戸町	三六〇〇〇	一一、五二〇
久竝町	三六〇〇〇	一一、五二〇
千蔵町	三六〇〇〇	一一、五二〇
高田町	五四〇〇〇	一七、二八〇
(以上指定鑑定地計)	(三八七、六〇〇俵)	(一二、四〇三、二〇貫)
合計	一、四七六、〇〇〇俵	四七、三、三二〇貫
四 寛荷見込敷量		
全數量 (六七八、五二〇貫)ノ七割五分五〇八八九〇貫		

以上

東北興業株式會社

日本標準規格B列4號 (神戸納)

秘

昭和十八年四月

關係各油脂會社原料ニ關スル調査

東北興業株式會社

目次

- 一 東北六縣昭和十八年度米穀摘精狀況
- 二 關係各油脂會社昭和十八年度所要原料
- 三 關係各油脂會社別昭和十八年度原料集荷見込
- 四 關係油脂會社役員ノ地方食糧管區役員就任狀況

一、東北六縣昭和十八年度米穀供給状況

縣別	管内配給米ノ供給		政府供出米ノ委託供給		全上生 産米額	消費米ノ供給		合 計
	數量	生産米額	數量	委託供給 數量		數量	生産米額	
青森	KN7000	NI7000	227000	207000	407000	石	48000	455000
岩手	KN2800	227000	207000	187000	394000	石	27000	421000
宮城	KN5000	NI7000	127000	107000	234000	石	14000	248000
福島	KN7000	NI7000	127000	107000	234000	石	14000	248000
山形	KN7000	NI7000	127000	107000	234000	石	14000	248000
秋田	KN7000	NI7000	127000	107000	234000	石	14000	248000
合計	KN17000	687000	1270000	1070000	2340000	石	82000	2422000

85%
1億0312000

備考

- 一、食糧管理開始米並政府米ノ委託供給ハ何モ供給率九八%トス
- 二、米ハ報告済トス

同和 三割一四号 (定) 新

保三三三三

計	關島油廠	富城油廠	山形油廠	秋田油廠	岩手油廠	弘前油廠	會社名
		古川工場	仙台工場	大曲工場	盛岡工場	花巻工場	現地工場
			鈴木式小型台	三喜式小型台	鈴木式小型台	鈴木式小型台	
			大型一八台	大型三台	大型三台	大型三台	
			1000	1000	1000	1000	處理能力
			米種一日	米種一日	米種一日	米種一日	所要原料
			10000	10000	10000	10000	備考

3月13日
 3月13日
 16年7月
 17年5月
 18年2月
 44,000
 20,000
 117,719
 20,000

各油廠會社昭和十八年度所要原料
 10月1日

10月1日

三 關係各油脂會社別昭和十八年度原料集荷見込

會社名	種	要	原料集荷見込
弘前油脂	青森縣菜種工業組合ヨリ配給 食糧管團配給米ヨリノ米糠、青森、弘前兩市 外十町(縣、西部地方) 政府米ノ委託搗精ニ依ル米糠 酒造用米ノ搗精ニ依ル米糠	二五%	菜種 七二〇〇 米糠 一七四七五六 米 八〇〇〇〇
岩手油脂	食糧管團配給米ヨリノ米糠 政府米ノ委託搗精ニ依ル米糠 酒造用米ノ搗精ニ依ル米糠	九〇% 四〇% 七〇%	米糠 二五四七五六 米 二五〇〇八八 米 五八〇〇〇〇 米 六三一四〇〇 米 五四六二二八
秋田油脂	食糧管團配給米ヨリノ米糠 政府米ノ委託搗精ニ依ル米糠	五〇% 五〇%	米糠 一六〇〇〇〇 米 八八〇〇〇〇
山形油脂	外ニ香油鹽造用大豆搾油ニ付研究中 食糧管團配給米ヨリノ米糠(庄内地方分ヲ除ク) 政府米ノ委託搗精ニ依ル米糠 酒造用米ノ搗精ニ依ル米糠	計 五〇% 二五% 六〇%	九七五〇〇 五五五〇〇 二〇五五五五 四三〇〇〇〇 一一一七一 五六〇〇八六
宮城油脂	食糧管團配給米ヨリノ米糠 政府米ノ委託搗精ニ依ル米糠 酒造用米ノ搗精ニ依ル米糠	計 九〇% 四〇% 七〇%	四六〇〇〇 四〇〇〇〇 八八五五〇〇 五八七五五〇
福島油脂	食糧管團配給米ヨリノ米糠(指定見込搗精分) 政府米ノ委託搗精ニ依ル米糠 酒造用米ノ搗精ニ依ル米糠	計 五〇% 五〇% 三〇%	一七五〇七一 五八四〇〇 五八〇五五 二七一五二四

二〇三二 早稲作工 馬所
檀子

関係油脂會社役員ノ地方食糧管理員就任状況

宮城油脂工業株式會社取締役社長 菊地 專太郎 宮城縣食糧管理員理事
陸島油脂工業株式會社取締役 原 瀬 興一 陸島縣食糧管理員理事

取締役 菅 本 庄 治 理事

山形油脂工業株式會社事務取締役 佐 藤 長 兵衛 山形縣食糧管理員理事

取締役 秋 葉 久 兵衛 理事

秋田油脂工業株式會社事務取締役 山 形 屋 堅吉 秋田縣食糧管理員理事

取締役 村 山 金 治 理事



昭和十八年六月十五日

農林省總務局長 岡

岩手縣知事 殿

昭和十八年四月二十三日附十八商第七六五號ヲ以テ進達相成タル標
記ノ件ニ關シテハ本日許可相成候條別紙指令書申請者ニ交付相成度
此段及依頼候也

595

指

令

地方廳經由岩手縣
農林省指令一八總第四五一五號

本申請許可ス但シ別紙ノ通心得ベシ

昭和十八年六月十五日

農林大臣 山崎 達之 輔 宛

- (イ) 行政官廳ノ企業ノ整備方針ヲ全面的ニ遵守スルコト
- (ロ) 許可ヲ受ケタル際ノ取扱物資以外ノ物資ノ取扱ヲ爲サザルコト
- (ハ) 許可ヲ受ケタル事業ノ運営ニ付一般消費者及關係業者ノ公正ナル利益ヲ害セザルコト
- (ニ) 正常ノ事由ナクシテ六月以内ニ事業ヲ開始セズ又ハ引續キ六月以上其ノ事業全部又ハ一部ヲ休止シタルトキハ許可ヲ取消スベキコト
- (ホ) 前掲(イ)(ロ)(ハ)ニ違背シ又ハ經濟統制法令其ノ他統制ニ關スル行政官ノ指示其ノ他ノ措置ニ違背スル行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ事業ノ取消ヲ爲スコトアルベシ

章程

東北興業株式會社業務監督ニ關スル命令書

昭和十一年十二月一日
内閣東發甲第二四號

第一條 東北興業株式會社左記規程ヲ制定セシメスルトキハ其ノ事由及實施期日ヲ具シ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ改廢セントスルトキ亦同ジ

記

- (1) 社務章程
 - (2) 職制
 - (3) 營業規程
 - (4) 會計規程
 - (5) 報酬及給與規程
 - (6) 投資及助成規程
 - (7) 其ノ他重要ナル規程
- 第二條 東北興業株式會社顧問又ハ參與ヲ囑託セントスルトキハ其ノ事由及履歷ヲ具シ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ解任セントスルトキ亦同ジ
- 第三條 東北興業株式會社役員ノ報酬ヲ定メ又ハ手當ヲ給セントスルトキハ職氏名及金額ヲ具シ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クベシ
- 第四條 東北興業株式會社ハ營業期毎ニ事業計畫ヲ定メ豫算書ヲ添ヘ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クベシ
- 事業計畫又ハ豫算ノ内容ニ重大ナル變更ヲ爲サントスルトキ亦同ジ
- 第一項ノ認可申請ハ營業期開始ノ二月前迄ニ之ヲ爲スベシ

第五條 東北興業株式會社ハ營業期毎ニ其ノ決算ニ付内閣總理大臣ノ承認ヲ受クベシ

第六條 東北興業株式會社株金ノ拂込ヲ爲サシメントスルトキハ其ノ事由、金額及期日ヲ具シ拂込通知發送ノ一月前迄ニ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クベシ

第七條 東北興業株式會社投資若ハ助成ヲ爲シ又ハ重要ナル契約ヲ爲サントスルトキハ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クベシ

第八條 東北興業株式會社重要ナル財産ヲ處分シ又ハ之ヲ擔保ニ提供セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クベシ

第九條 東北興業株式會社他ノ會社ノ株式若ハ社債ノ引受又ハ買入ヲ爲サントスルトキハ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ株式又ハ社債ノ處分ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

第十條 東北興業株式會社ハ預入銀行ヲ定メ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ申請ニハ其ノ銀行ノ確實ヲ證スベキ調査書ヲ添附スベシ

第十一條 本命令ニ規定セザル事項ト雖モ會社ノ營業上重要ナリト認ムルモノニ關シテハ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クベシ